

**空見スラッジリサイクルセンター
下水汚泥固形燃料化事業**

運営・維持管理委託契約書（案）

**平成 28 年 4 月
名古屋市上下水道局**

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業
運営・維持管理委託契約書

- 1 事業名 空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業
- 2 履行場所
- 3 契約期間 平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで
- 4 契約金額 ¥
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の想定金額 ¥)
ただし、条項に従って支払われる委託料の総額は、条項第18条、第19条その他の規定により契約金額と一致しない場合がある。
- 5 契約保証金 ¥

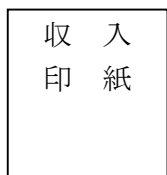
本事業に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した平成28年___月___日付基本契約書（以下「基本契約」という。）第7条第2項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付条項によって、公平な運営・維持管理委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される、発注者と_____との間の建設工事請負契約及び燃料化物売買契約（基本契約第7条第1項及び第2項に定義された意味を有する。）により不可分一体として特定事業契約を構成することを確認する。

なお、本運営・維持管理委託契約で用いる用語は、本運営・維持管理委託契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、入札説明書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自1通を保有する。

平成 年 月 日



発注者 住所

氏名

受注者 住所

氏名

運営・維持管理委託契約条項（案）

（総 則）

- 第1条 発注者及び受注者は、基本契約に基づき、要求水準書等（要求水準書その他入札説明書等並びに入札説明書等に基づき提出された質問に対して発注者が公表した回答、入札説明書等に基づき実施された技術対話について発注者が公表した対話結果等をいう。以下同じ。）及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（本条項並びに要求水準書等及び事業者提案を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、本条項、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、本条項、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書等に優先するものとする。
- 2 受注者は、表記の契約期間（以下「契約期間」という。）中、燃料化施設にて、要求水準書等及び事業者提案に示された燃料化施設の運営・維持管理に係る各業務（以下「本業務」という。）を遂行し、発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に業務委託費（発注者が受注者に対して支払う本業務の遂行に関する対価のことをいう。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とし、この契約で用いる用語は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するものとする。
- 5 この契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、要求水準書等及び事業者提案に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定められたものによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、名古屋地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。
- 10 受注者は、入札説明書及び要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用する全ての情報及びデータを十分に検討したうえで、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、入札説明書及び要求水準書等の誤記等発注者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。
- 11 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで契約締結の日における名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号）（以下「契約規程」という。）第38条第1項に定める割合で計算した

利息を付した額を追徴することができる。

(この契約の目的)

第2条 この契約は、発注者と受注者が相互に協力し、燃料化施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受注者は、燃料化施設が公共施設であることを踏まえ、その設置目的を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。契約期間において、本事業にかかる運営・維持管理業務と関連する運営・維持管理業務につき発注者より指定を受けて管理している団体とは、密接に連携を図り、協力して燃料化施設の運営・維持管理を実施するものとする。

2 発注者は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託費を20で除した額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託費の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託費を20で除した額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

第5条 受注者は、この契約に基づき、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、燃料化施設の運営・維持管理を行うものとする。

2 受注者は、本業務その他受注者がこの契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得するものとする。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りではない。

3 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。

4 受注者は、本業務の遂行にあたり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び環境保全関係法令を含む

関係法令、関連規制等を遵守するものとする。受注者が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、受注者によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。

- 5 受注者は、要求水準書等に記載する基準値（性能、機能、耐用等を含む。ただし、事業者提案における自主規制値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該数値とする。以下同じ。）を確実に遵守するものとする。受注者による要求水準書等に記載する基準値の未達は、受注者によるこの契約の債務不履行とみなされるものとする。
- 6 受注者は、本業務に関する住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者は、かかる紛争の解決につき、受注者に協力するものとする。受注者は、発注者が住民協定等を締結する場合には当該住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得るよう努力しなければならない。
- 7 受注者は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。
- 8 受注者は、この契約に別段の定めがない限り、本業務の遂行のために限り、燃料化施設内の備品等を無償で使用することができる。
- 9 受注者は、契約期間中、燃料化施設内の備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 10 備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、受注者は、当該備品等を購入又は調達するものとする。この場合、受注者によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、発注者に帰属するものとする。なお、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、業務委託費に含まれているものとし、業務委託費の支払のほか、受注者は、備品等に関し、如何なる名目によっても、何らの支払も発注者に請求できないものとする。
- 11 受注者は、故意又は過失により備品等をき損滅失したときは、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。

（本業務の範囲）

第6条 本業務の範囲は、要求水準書等に基づき事業者提案に定めるとおりとする。ただし、受注者は、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に基づき、次の各号の定めに従い、本事業以外の提案付帯事業（ただし、第4号に基づき事業計画について発注者が承諾したものに限り。以下、「提案付帯事業」という。）を実施することができるものとし、その場合には、提案付帯事業の実施も本業務に含まれ、本契約が適用されるものとする。受注者は、提案付帯事業を除く本業務の履行に支障を生じない限りにおいて提案付帯事業を実施する。この契約の終了前においても、提案付帯事業を除く本業務の履行に支障が生じた場合において、発注者が当該提案付帯事業に係る施設及び設備の移設、撤去取り片付け等の別段の指示をした場合には、受注者は、当該指示に速やかに従い、受注者の費用と責任で当該提案付帯事業に係る施設及び設備の移設、撤去取り片付け等の発注者より指示された措置を行わなければならない。

- (1) 燃料化施設又はその用地内において、提案付帯事業に係る施設を建設し設備を設置する場合は、受注者は、当該提案付帯事業に係る施設及び設備の所有権を保持することができる。ただし、この契約の終了において発注者と別途合意しない限り当該提案付帯事業に係る施設及び設備は受注者の費用と責任で撤去し取り片づけて発注者に明渡しを行わなければならない。
- (2) 受注者は、提案付帯事業を実施するために必要な許認可等を、自らの責任で取得しなけれ

ばならず、発注者は、かかる受注者による許認可等の取得に合理的な範囲で協力する。

- (3) 受注者は、提案付帯事業から稼得される収入を収受することができる。ただし、受注者は、発注者による受注者に対する提案付帯事業の遂行の許諾の対価として、当該収入のうち、事業者提案に基づき発注者の定める割合の利益を発注者に対して分配する義務を負う。発注者は、当該分配義務に係る発注者の受注者に対する債権と業務委託費請求権を対当額で相殺することができる。当該相殺対当額を控除してこの契約に基づく業務委託費を支払うことができる。
- (4) 受注者は、提案付帯事業に係る事業計画（利用者等から徴収するサービスの対価その他の料金の設定を含む。）について事前に発注者の承諾を得なければならない。なお、次項の定めにかかわらず、受注者は、提案付帯事業に係るサービスの利用状況、近隣の同種施設の使用状況等を勘案し、発注者の承諾を得た料金設定を合理的な範囲で変更することができる。
- (5) 提案付帯事業は、独立採算で運営するものとし、受注者は提案付帯事業に係る一切の責任及び全ての経費（発注者が別途定める提案付帯事業の遂行のための施設の賃料、事業用地の地代相当額等を含む。）を負担する。
- (6) 受注者は、発注者の事前の承諾なしに、提案付帯事業の遂行に係る権利及び権限につき、譲渡、担保権の設定、ライセンス付与、再許諾その他の処分行為を行わないものとする。
 - 2 受注者は、燃料化施設の機能を維持するため又は燃料化施設を円滑に運営しかつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
 - 3 受注者は、建設企業が実施する燃料化施設の試運転において、必要な協力を行うものとする。
 - 4 本業務の遂行にあたって必要となるユーティリティの条件は、要求水準書等の定めるところに従うものとする。
 - 5 本業務の遂行にあたり、発注者が受注者に貸与し又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の貸与の条件は、要求水準書等の定めるところに従うものとする。

（業務範囲の変更）

- 第7条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって前条で定めた本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。
- 2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
 - 3 業務範囲の変更及びそれに伴う業務委託費の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（第三者の使用）

- 第8条 受注者は、基本契約に基づき運営・維持管理企業に委託する場合を除くほか、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 受注者は、自ら又は運営・維持管理企業をして本業務の各業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、事前に発注者の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、受注者が本業務の軽微な部分を委任し、又は請負わせようとするときは、この限りでない。
 - 3 受注者が本業務の各業務を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て受注者の責任において行うものとし、本業務に関して受注者又はその受託者若しくは下請人が使用

する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、要求水準書等に従い、この契約の締結後速やかに、危機管理マニュアルを作成して発注者の確認を経るものとし、要求水準書等に定める緊急事態が生じたときは、要求水準書等及び危機管理マニュアルに基づき、自己の費用により、速やかに必要な臨機の措置を講じるとともに、発注者を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。この場合において、受注者は、必要があると認めるときは、予め、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 3 受注者は、自然災害発生時、故障時、緊急異常時に備え、非常配備の班体制を整え、迅速に対応できるように体制を整備するとともに、自然災害、故障、緊急異常時に対応できるよう応急措置等の訓練を計画的に実施するものとし、また、消防法（昭和23年法律第186号）に基づいて、消防計画を策定し、策定した消防計画に従って消防設備の点検、教育訓練等を実施する。
- 4 受注者が第1項又は第2項の定めるところに従って臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託費の範囲において負担することが適当でないとして発注者が認める部分については、発注者がこれを負担する。

(秘密保持及び個人情報の管理)

第10条 受注者又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の遂行によって知り得た秘密及び発注者の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約期間が満了した後においても同様とする。

- 2 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び適用のある条例の規定に準拠し、本業務の遂行に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、受注者又は本業務に適用のあるガイドライン等を守らなければならない。

(業務遂行体制の整備)

第11条 受注者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び事業者提案に基づくそれぞれの業務の実施体制に必要な人員を確保し、かつ当該業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。この場合において、本業務の遂行のために有資格者が必要なときは、受注者は、自らの費用及び責任で確保しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定めるところの研修等を完了し、かつ要求水準書等及び事業者提案に従い、燃料化施設の本業務に係る業務総括責任者、副総括責任者その他の業務担当者を設置のうえで実施体制を整備し、発注者に対して、それぞれ届出等を行うものとする。
- 3 発注者は、前項に定めるところの届出等を受領した後、当該業務の実施開始に先立って、燃料化施設に関し、要求水準書等及び事業者提案に従った施設供用の実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該業務の実施体制をそれぞれ確認することができる。

(業務の基準等)

第12条 受注者は、要求水準書等に示す騒音規制基準、振動規制基準、排出ガス基準、悪臭防止基準その他の環境への配慮の基準（ただし、事業者提案における自主規制値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該数値とする。以下同じ。）及び事業者提案が定める運転管理値（以下合わせて「運転管理基準」という。）を遵守して、本業務を実施するものとし、受注者は、事前に発注者の承諾を得た場合を除き、運転管理基準につき、契約期間にわたり内容の変更を行わないものとする。

2 受注者は、本業務の実施開始に先立ち、運営・維持管理開始日（平成 年 月 日又は発注者が別途通知した日をいう。以下同じ。）以降契約期間が終了する日までの期間を通じた業務遂行に関し、要求水準書等に示された要求水準に対して、事業者提案において提案された事項（水準）を反映したマニュアル（運転管理基準を遵守したものであることを要する。以下「運営・維持管理マニュアル」という。）を、本業務の各業務に関して作成したうえ、発注者に対して提出し、発注者の承諾を得るものとする。受注者は、本業務の結果を踏まえて必要に応じて運営・維持管理マニュアルを改定するものとする。この場合、改定後速やかに、改定内容について発注者の確認を得るものとする。

3 受注者は、要求水準書等について、本業務の遂行過程において、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して当該発見又は発案に基づき要求水準書等の内容（本業務にかかる部分に限る。以下同じ。）の変更を提案することができる。この場合、発注者は、かかる提案を受けて要求水準書等の内容の変更の必要があると認めるときは、受注者の意見を踏まえて要求水準書等の内容を変更し、その変更内容を受注者に通知するものとし、要求水準書等の内容の変更に伴って必要があると認めるときは、業務委託費を変更しなければならない。

(業務計画書)

第13条 受注者は、要求水準書等に定めるとおり、長期修繕等計画書、年間運営・維持管理計画書、月間・運営維持管理計画書（以下、長期修繕等計画書並びにその時に適用のある年間運営・維持管理計画書及び月間運営・維持管理計画書を総称して「業務計画書」という。）を、それぞれ作成して、発注者に提出し、当該業務計画書の計画対象期間が開始する前に発注者の確認を受けなければならない。受注者は、発注者の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、予め、変更内容について発注者の確認を受けなければならない。

2 前項の定めるところに従って作成される業務計画書の様式（データ関連については形式等を含む）等については、本業務の各業務に関し、事業年度ごとに、発注者に提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

3 受注者は、第1項の定めるところに従って発注者の確認を受けた当該期間を対象とする業務計画書に従い、本業務を実施しなければならない。ただし、受注者は、発注者の確認を受けた業務計画書について、燃料化施設の具体的な状況や、本業務の実施状況等を勘案したうえで、随時見直しを行い、常に最新・最適のものとするべく改訂するものとし、本業務の結果がこの契約を満たさないときに、業務計画書に従ったことのみをもってその責を免れることはできないものとする。

4 受注者は、本業務に従事する職員全員が理解し対応できるよう、業務計画書を用いた教育訓練を実施しなければならない。

5 発注者は、業務計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、

本業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(業務報告書)

第14条 受注者は、要求水準書等に定めるとおり、本業務の各業務に係る業務の遂行状況に関し、業務日報を作成して日々記録した上で、次の各号所定の月間業務報告書、年間業務報告書、その他の書類（以下「業務報告書」という。）を作成し、当該各号所定の提出期限までに、発注者に提出することにより、要求水準書等、この契約、業務計画書及び運営・維持管理マニュアルに基づく運営・維持管理、補修データ、その他統計事務の実施状況に係る本業務の報告を発注者に対して行うものとする。

- (1) 月間業務報告書：当該月の翌月10日まで
 - (2) 年間業務報告書：当該事業年度終了後30日以内
 - (3) その他の書類：発注者の求めるところに従って随時に
- 2 前項の定めるところに従って発注者に提出される業務報告書の様式（データ関連については形式等を含む）等については、本業務の各業務に関し、事業年度ごとに、また、場合に応じて随時に、発注者に提出し、発注者の承諾を受けるものとする。
- 3 受注者は、前2項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び運営・維持管理マニュアルに従い、各種の点検記録、報告書等を作成し、これを受注者の事業所（保管の期間が平成52年9月30日を超えることとなる場合は、運営・維持管理企業の事業所内で保管すれば足りるものとする。）内に保管しなければならない。この場合における保管の方法及び期間は、次のとおりとする。
- (1) 各業務報告書（第1項第3号所定の書類は、発注者に提出されたものに限る。）：印刷物で、その提出後、第1項第1号所定の書類は10年間、同項第2号所定の書類は20年間、同項第3号所定の書類は5年間それぞれ保管する。
 - (2) その他の書類：、電子データで契約期間の満了後5年を経過するまで保管する。
- 4 受注者は、発注者の求めがあるときは、業務報告書の原資料その他の記録並びに業務日報その他各種の点検記録、報告書等（運営・維持管理企業その他第三者からの報告書等を含む）を含む未提出書類を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。発注者の求めがある場合、受注者は、業務報告書その他受注者がこの契約に基づき作成する書類を電子データとして発注者に提出するほか、発注者が運用する施設情報システムへの入力に必要な基礎データを作成し、発注者へ提出しなければならない。
- 5 発注者は、業務報告書その他提出された書類の内容に疑義があると認める場合、その他要求水準書等及び事業者提案に定める要求水準を満たした業務を適切に実施していないと判断した場合において、受注者に説明を求めることができる。この場合、発注者は、受注者に対し、燃料化施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加の資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、受注者はかかる発注者の求めに対し誠実に対応しなければならない。

(発注者による業務遂行状況の確認及び監督員の設置)

第15条 発注者は、前条に基づく報告確認に加え、受注者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、別紙1記載のモニタリング実施要領（以下「実施要領」という。）によりモニタリングを行うほか、随時、燃料化施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。また、発注者は、随時に、受注者に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理

経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 受注者は、別紙1記載の実施要領により発注者が実施するモニタリングに協力するほか、発注者から前項の求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。
- 3 発注者は、第1項の確認を理由として、本業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。
- 4 前各項によるモニタリングその他確認の結果、受注者による本業務の遂行がこの契約又は運営・維持管理マニュアルを満たしていないこと（要求水準書等に基づき設定される改善基準及び停止基準その他の性能未達を含め、以下「要求水準等未達」という。）が判明した場合、発注者は、別紙1の定めるところによりペナルティ等を課することができるものとする。ただし、要求水準等未達が発注者の責めに帰すことができない事由によることを受注者が明らかにしたときは、ペナルティ等は課されないものとする。
- 5 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 6 監督員は、この条項の他の条項に定めるもの及びこの条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の業務総括責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 要求水準書等に基づく運営及び維持管理のための運営・維持管理マニュアル等、業務計画書その他の書類の承諾
 - (3) 要求水準書等に基づく管理、燃料化施設の立入り
- 7 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの条項に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 8 第6項第1号の規定に基づく監督員の指示は、原則として、書面により行わなければならない。
- 9 発注者が監督員を置いたときは、この条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 10 発注者が監督員を置かないときは、この条項に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（発注者による業務の是正勧告等）

第16条 前条によるモニタリングその他確認の結果、受注者による本業務の遂行が要求水準未達であることが判明した場合は、発注者は、受注者に対して、その旨を速やかに通知するものとし、受注者は、当該通知の受領後直ちに、原因の究明に努め、要求水準等未達が発注者による業務の是正されるよう、燃料化施設の補修、本業務の改善等を行わなければならない。この場合、発注者は、受注者に対し、当該通知と同時に又は事後において、要求水準等未達の是正に必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとし、発注者が必要と認めるときは、受注者に対し、燃料化施設の運転の停止を指示することができ、受注者はこれに従わなければならないものとする。

- 2 前項の定める場合において、受注者が燃料化施設の補修、改善等を行う場合には、受注

者は、その方法及び予定期間等を示した業務改善計画書を発注者に速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。この場合において、発注者が前項に基づき要求水準等未達の是正に必要な是正勧告その他の措置を講じたときは、その内容を当該業務改善計画書に反映させるものとする。

3 受注者は、前項の定めるところに従って発注者の確認を受けた業務改善計画書に従って要求水準等未達を是正するための燃料化施設の補修、改善等の措置を講じるものとし、当該措置以降に第 14 条の定めるところに従って発注者に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に、発注者が講じた措置に対する対応状況を記載して、発注者に対し、その報告を行うものとする。

4 前各項の定めるところに従って実施される要求水準等未達の是正措置等に要する費用（責任の分析に要する費用、燃料化施設で受入れできない汚泥を他の廃棄物処理場まで運搬しこれを処理する費用と、通常時の業務委託費用との差額（但し、発注者と受注者の協議により確定される）等を行う費用を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、当該要求水準等未達が不可抗力（この契約の締結後に生じた暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、その他自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし「要求水準書」において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰さないものをいう。以下同じ。）その他受注者の責めに帰すべからざる事由により発生したことを受注者が明らかにした場合、不可抗力によるときは、第 29 条の定めるところに従い、また、不可抗力以外の場合は発注者が、当該費用を負担するものとする。この場合において費用を発注者が負担する場合の負担方法については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

（業務委託費の支払）

第 17 条 発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に対して、別紙 2 記載の算定方法及び支払方法に従い、業務委託費を支払うものとする。当該業務委託費には、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、何らの支払いも請求できないものとする。

2 前項の定めにかかわらず、第 9 条の定めるところに従って受注者が燃料化施設の運転停止を行った場合、発注者は、その理由の如何にかかわらず、業務委託費のうちの固定費から当該運転停止により受注者が支払を免れた費用を、業務委託費から控除して支払を行うことができるものとする。この場合、受注者の責めに帰すべき運転停止に基づく発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げない。

3 第 1 項の定めにかかわらず、発注者は、業務委託費の支払にあたり、受注者から発注者への支払が必要な場合、当該支払必要額を業務委託費から差し引いたうえで、これを支払うことができる。

4 発注者は、業務委託費の支払が遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ契約締結の日における契約規程第 38 条第 1 項に定める割合による遅延損害金を支払うものとする。

(業務委託費の見直し)

第 18 条 前条にかかわらず、発注者及び受注者は、別紙 2 記載のとおり業務委託費の見直しを行うものとする。

(業務委託費の減額又は支払停止等)

第 19 条 第 15 条による発注者の業務遂行状況の確認の結果その他この契約の履行状況等に基づき、本業務についてこの契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、受注者に対して業務委託費を減額又は支払停止することができるものとする。

- 2 受注者が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく業務委託費の支払後に判明した場合、発注者は、受注者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得た業務委託費の相当額の返還を請求することができる。

(燃料化物の製造)

第 20 条 受注者は、燃料化施設に搬入された脱水汚泥を受け入れ、燃料化物（燃料化施設により事業者提案に基づき製造される燃料化物をいう。以下同じ。）をその規格（事業者提案において提案された燃料化物の規格に係る提案値をいう。以下同じ。）を満たすよう製造しなければならない。燃料化物の規格を満たさない燃料化物が製造され、これを燃料化物売買契約の定めるところに従って売却できない場合、燃料化施設に搬入された脱水汚泥のみに直接的に起因することを受注者が明らかにしたときでない限り、本契約上の受注者の債務不履行を構成し、その運搬、保管、再処理その他当該燃料化物の処分並びに燃料化施設の補修、改善等に要する費用、損害等（発注者又は燃料化施設が被った損害等を含む。）の一切は、受注者が負担するものとする。

- 2 前項の定めるところに従って脱水汚泥を受け入れて燃料化物を製造するにあたり、燃料化施設の故障、検査、清掃その他の理由により副成物が発生した場合は、要求水準書等に基づき受注者の費用負担で事業者提案に定めるところに従い処理されるものとする。ただし、不可抗力による場合には、第 29 条及び第 30 条の規定に従うものとする。

(燃料化物の貯留とその安全管理)

第 21 条 受注者は、燃料化施設から製造された燃料化物を搬出するまでの貯留については、要求水準書等に基づき事業者提案に定めるところに従う。

- 2 受注者は、前項に従い貯留した燃料化物の安全性については、要求水準書等に基づき事業者提案に定めるところに従って安全対策その他必要な対策を講じなければならない。

(大規模修繕・更新)

第 22 条 受注者は、この契約、要求水準書等及び事業者提案に基づき、業務計画書に従い、燃料化施設の大規模修繕・更新等を行い、燃料化施設が要求水準等未達とならないようにしなければならない。

- 2 受注者が燃料化施設の大規模修繕・更新等を行う場合には、受注者は、発注者に対し、その工事開始の前事業年度 9 月末までに、大規模修繕計画書又は更新計画書を提出し、その承諾を受けなければならない。
- 3 発注者は、当該大規模修繕計画書又は更新計画書について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合には、受注者に対し適宜指摘することができる。

- 4 受注者は、発注者から前項の指摘を受けた場合、当該指摘事項につき、当該大規模修繕計画書又は更新計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、速やかに、補足、修正又は変更後の大規模修繕計画書又は更新計画書を発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 5 受注者は、大規模修繕・更新の工事等作業が終了したときは、大規模修繕計画書又は更新計画書に従って当該設備の運転を行い、大規模修繕計画書又は更新計画書に記載された作業完了基準を満たすことを確認し、発注者に報告する。
- 6 発注者は、前項の報告を受けて、大規模修繕・更新の工事等作業後の設備につき検査を行う。

(汚泥の性状)

第 23 条 発注者は、燃料化施設に処理のために搬入する汚泥が要求水準書等及び事業者提案に示す計画汚泥性状の範囲内に留まるよう努めるものとする。発注者は、要求水準書等及び事業者提案に示す計画汚泥性状の範囲を逸脱する汚泥が搬入され、その処理のために受託業務に要する費用が増加したことを受注者が明らかにしたときは、当該増加費用を負担するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等及び事業者提案に定める脱水汚泥に関する条件が満たされている限り、要求水準書等及び事業者提案に定める燃料化施設の性能、機能、耐用等（以下「施設性能等」という。）を保証し、契約期間中においてこれを維持する一切の責任を負い、施設性能等が満たされるために必要な措置を本業務の遂行として自己の費用と責任で行う。

(受注者の債務不履行)

第 24 条 発注者は、この契約に別段の定めがある場合を除くほか、受注者がその責に帰すべき事由により、燃料化施設の正常な運転（この契約又は要求水準書等に従った燃料化施設の運転をいう。以下同じ。）を行うことができなくなったときは、受注者が再び本業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときを除き、受注者に最長 60 日の猶予期間を与え、受注者は当該猶予期間内に正常な運転ができるよう回復措置を講じるものとする。

(損害賠償等)

第 25 条 受注者は、故意又は過失により燃料化施設をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた発注者の損害の一切を発注者に賠償しなければならない。ただし、第 27 条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

(第三者への賠償)

第 26 条 本業務の遂行において、受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害（第 3 項に規定する損害を除く。以下本条において同じ。）が生じた場合、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、第 27 条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

- 2 前項の定めにかかわらず、前項に基づく損害賠償額（第 27 条の定めるところに従って損害が保険金で賄われた部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 本業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶、地下水の断

絶等の理由により第三者に及ぼした損害（第 27 条の定めるところに従って損害が保険金で賄われた部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者とその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 発注者は、第 1 項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

5 第 1 項又は第 3 項の場合その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（保険）

第 27 条 本業務の遂行にあたり、契約期間の全期間にわたり、受注者は、別紙 3 のとおり、保険を付保し、かつ、維持するものとする。受注者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険契約書及び保険証券又は保険証書の写しを発注者に提出してその確認を得るものとする。

（不可抗力発生時の対応）

第 28 条 不可抗力が発生した場合、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第 29 条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失や増加費用が発生した場合又は本業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行ったうえで受注者と協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。

3 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、発注者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合における損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、当該事業年度における業務委託費総額（変動費については、処理予定量により算出する）の 100 分の 1 に至るまでは、当該損害額及び増加費用額については、受注者により負担するものとし、これを超える額については発注者により負担されるものとする。

（不可抗力による一部の業務遂行の免除）

第 30 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、受注者は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に定める義務を免れるものとする。

2 受注者が不可抗力により本業務の一部を遂行できなかった場合、発注者は、受注者との協議のうえ、受注者が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を業務委託費から減額することができるものとする。

（法令変更によって発生した費用等の負担）

第 31 条 契約期間中に本業務に係る法令変更が行われる場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

- (1) 受注者が受けることとなる影響
 - (2) 法令変更に関する事項の詳細
- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、この契約の変更及び費用負担等の対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始後 60 日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、発注者は、法令変更に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合の増加費用及び損害の負担は、次のとおりとする。
- (1) 発注者は、次の各号所定の法令変更に起因する合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。
 - ア 燃料化施設の運営・維持管理に係る根拠法令の変更（施設の運営・維持管理のみならず、広く一般に適用される法令変更並びに税制度に関する法令変更を除くものとする。）
 - イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの
 - (2) 受注者は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害の一切を負担する。
 - ア 第 1 号ア所定の法令変更以外の法令変更（税制度に関する法令変更を除くものとする。）
 - イ 法人の利益に係る税の変更に関する法令変更その他第 1 号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更その他のものとする。
- 4 法令変更により要求水準書等又は業務計画書の変更が可能となり、かかる変更により受注者の本業務の実施の費用が減少するときは、発注者は、受注者との協議により要求水準書又は業務計画書の変更を行い又は行わせ、業務委託費を減額するものとする。

（この契約の終了）

第 32 条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了が、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

- (1) 契約期間の満了日
- (2) 発注者又は受注者によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日
- (3) 発注者及び受注者の間で成立した合意解約の効力発生日
- (4) 建設工事請負契約又は燃料化物売買契約のいずれかが締結に至らなかった日
- (5) 発注者又は受注者による、締結している基本契約、運営・維持管理委託契約又は燃料化物売買契約の解除権行使の効力発生日

（業務の引継ぎ等）

第 33 条 受注者は、この契約の終了に際し、発注者又は発注者が指定するものに対し、自己の費用で本業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合、受注者は、発注者の要請が

あるときは、この契約の終了日まで（即時契約解除の場合には、この契約の終了日後を含む。）の発注者が必要と認める期間において、発注者又は発注者が指定するものに対し、自己の費用で燃料化施設の運営・維持管理に必要な技術指導を行うものとする。

（原状回復義務）

第 34 条 受注者は、この契約の終了までに、その管理する物品等を撤去し、運営・維持管理開始日を基準として燃料化施設を原状に回復したうえで（ただし、期間経過に伴う通常損耗及び劣化は回復を要しない。）、燃料化施設を継続して使用可能な状態にして、速やかに発注者に燃料化施設を明け渡さなければならない。

2 契約期間終了又は契約解除によりこの契約が終了する場合は、この契約終了日前 90 日からこの契約の終了日まで（即時契約解除の場合には、この契約終了日から 90 日を経過するまでの間）において、発注者及び受注者は、双方立会いのもと、要求水準書等に従い施設機能の確認を行う。

3 受注者は前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了の日から 10 日以内に発注者に提出し、その承諾を得るものとする。

4 発注者は、要求水準書等所定の基準のいずれかが満たされていないと認めた場合、要求水準書等所定の基準をすべて満たすために必要な修繕、補修、更新その他の措置を講じることを受注者に求めることができるものとし、受注者は、その責めに帰すべからざる場合を除き、自己の費用と責任でこれに応じたうえで、かかる対応に関して講じた改善措置等の内容とその後の機能確認結果を記載した施設機能改善報告書を作成し、速やかに発注者に提出し、その承諾を得るものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、発注者が認めた場合には、受注者は燃料化施設の原状回復は行わずに、別途発注者が定める状態で発注者に対して燃料化施設を明け渡すことができるものとする。

（発注者の解除権）

第 35 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) この契約の締結又は履行について不正行為があったとき。
- (2) 発注者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、発注者が相当期間を定めて是正催告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内には是正されないとき。
- (3) 第 15 条による発注者の業務遂行状況の確認結果その他この契約の履行状況等に基づき、本業務についてこの契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合において、発注者がこの契約の解除が相当と認めるとき。
- (4) 正当な理由がなく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に本業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (6) 受注者が本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可もしくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (7) 受注者及び業務総括責任者が発注者の指示監督に従わず又は発注者の職務の執行を妨げたとき。

- (8) この契約の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
 - (9) 受注者がこの契約の履行を放棄したと認められるとき。
 - (10) 受注者に係る破産、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき、又は支払不能もしくは支払停止となったとき。
 - (11) 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき。
 - (12) 前各号の他、受注者がこの契約の義務を履行せず、相当期間の催告を発注者が行っても、不履行を是正しないとき。
- 2 発注者は、必要と認めたときは、90 日前までに受注者に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合、発注者は、契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者の損害を補償する。
 - 3 第 1 項の定めるところに従ってこの契約を解除したときは、当該解除により受注者又は第三者（第 8 条に基づく再委任若しくは下請先を含む。）に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。
 - 4 契約期間中、発注者が利用する必要がないと判断した燃料化施設の一部に係る業務の委託に関する部分につき、この契約を解除することができる。この場合、当該解除日の 90 日前から、受注者と不要設備の利用停止に関して協議するものとし、受注者は当該協議の結果に従って不要設備の利用停止に向けた必要な措置を講じるものとする。なお、発注者は、本項に基づく解除により受注者又は第三者（第 8 条に基づく再委任若しくは下請先を含む。）に損害が生じたときは、やむを得ないと発注者が認めるものについて賠償するものとする。
 - 5 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合又は受注者の責めに帰すべき第 32 条第 1 項第 3 号に基づく契約終了の場合においては、受注者は、業務委託費総額を 20 で除した額（契約期間中に支払われる固定費及び変動費の総額で、変動費は処理予定量に基づいて算出される）の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払う義務を負う。この場合において、発注者は、違約金請求権と受注者の業務委託費請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

（受注者の解除権）

第 36 条 受注者は、発注者がこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、受注者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合又は発注者の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合、この契約の全部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（不可抗力又は法令変更による契約解除）

第 37 条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生又は法令変更により、本業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第 29 条第 2 項又は第 31 条第 2 項の定める協議のうえで、この契約を解除できるものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第 38 条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に

譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(地元関係者との調整等)

第 39 条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第 40 条 本業務に関し、本業務の前提条件及び内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、発注者と受注者の協議のうえ、この契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

(誠実協議)

第 41 条 この条項に定めるもののほか、事業者は、契約規程その他関係法令の定めるところに従うものとし、この契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠実協議のうえ、これを定めるものとする。

(知的財産権)

第 42 条 受注者は、受注者が燃料化施設を稼働させて燃料化物を製造（業務委託による場合も含む。）するほか、本業務を遂行するために必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等の実施権又は使用权（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。

2 発注者は、燃料化施設の運営・維持管理、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な特許権等は無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。

3 受注者は、前項に基づく発注者の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより発注者に損失、損害、費用等を被らせず、発注者が被った一切を補償する。

4 受注者は、業務委託費は、第 1 項の特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに第 6 項の規定に基づく著作権及びその他の知的財産権の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

5 発注者が、この契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、発注者に留保されるものとする。

6 受注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限

を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。受注者は、自ら又は権利者をして、当該著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

以 上

別紙1 モニタリング実施要領及びペナルティ等（第15条、第16条及び第24条）

【入札説明書別紙3のとおり】

以 上

別紙2 業務委託費の算定金額、支払方法及び見直し（第17条及び第18条）

【入札説明書別紙1のとおり】

以 上

別紙3 保険（第27条）

以下の内容の保険に加入し、又は委託先をして加入させる。

1. 第三者損害賠償保険

- ・被保険者：発注者、委託先及び全ての下請負業者、受注者
- ・保険の対象：運営・維持管理期間中に生じた偶然な事故により第三者の身体・財物に生じた法律上の賠償責任
- ・特約：支給財物損壊担保特約、借用財物損壊担保特約
- ・補償額：（事業者提案による）

2. 火災保険

被保険者：受注者
保険の対象：燃料化施設
補償額：燃料化施設の再調達価格
保険期間：運営・維持管理期間中

3. その他の保険

上記以外の保険を付保する事業者提案があった場合は、提案内容を記載する。

以 上